

芦城公園樹木管理業務特記仕様書

(目的)

第 1 条 本仕様書は、芦城公園における樹木管理業務に必要な事項を定め、円滑な業務運用を図ることを目的とする。

(遵守事項)

第 2 条 受託者は、業務を円滑に行いその機能を十分に発揮できるよう契約書、設計書、本業務仕様書、石川県土木工事共通仕様書、小松市公園緑地維持管理標準仕様書に基づき、関係法令・規則等を遵守すること。

なお、小松市公園緑地維持管理標準仕様書については、緑花公園課に備え付けてあるので内容が不明な点は確認しておく事。

(業務場所)

第 3 条 業務の場所は、芦城公園（小松市丸の内公園町 19 番地）の敷地とする。

(業務期間)

第 4 条 業務期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(契約方法)

第 5 条 ①地方自治法第 2 3 4 条の 3 及び地方自治法施行令第 1 6 7 条の 1 7 に規定する長期継続契約とする。

②契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の金額について減額又は削減があった場合は、当該契約を変更又は解除することができる。

(委託料)

第 6 条 ①委託料は初年度を契約金額とし、次年度以降は予定金額とする。

②仕様書は 1 年間の内容とし、委託料は各年度の履行期間に含まれる業務内容から積算した金額とする。

(次年度以降の手続き)

第 7 条 次年度以降は、各年度当初をもって予定委託料に消費税を加算した額を確定金額とし、その消費税等は確定金額となる日の法律を適用する。

(支払い方法)

第 8 条 支払い方法は、樹木消毒業務においては 月に業務中間報告をもって請求のあった日から 3 0 日以内に支払う。それ以外の業務においては 3 月に業務完了報告をもって請求のあった日から 3 0 日以内に支払う。支払額に 1 円未満の端数が生じる場合は、業務完了時の支払いに精算とする。

(契約保証金)

第 9 条 契約保証金は年額を基準とする。ただし、次年度以降は改めて契約保

証金を徴収する。

(違約金)

第 10 条 契約を解除した場合の基準額は年額とする。

(業務の内容)

第 11 条 樹木の健全な育成を図るため、剪定（刈り込み）、施肥、病虫害防除、雪吊りを行う。

剪定はバランスを崩している枝葉を刈り込み美観を向上させ、新しい枝を再生させることで若返りを図る。

マツは樹形に合わせて仕立て剪定・葉むしりを行い樹形の美しさを引き出すことで、和風庭園としての趣を醸し出させる。

施肥は樹木を健全に生育させ、美しい緑を保持する。花木の場合開花・結実を促進させる効果がある。

病虫害防除は、樹木が枯損して美観が損なわれるのを防止する。

雪吊りは北陸特有の湿り雪の重みで枝折れしないように行うが、景観向上効果もあって実施する。

これらの作業により樹木を管理することで、四季を通して（春夏：新緑、秋：紅葉、冬：雪吊り、季節の花）趣ある芦城公園を観賞していただくことを目的としている。

(提出書類)

第 12 条 受託者は、業務中間報告は業務着手から 月 日までの作業状況について写真・日報を添付し、月 日までに提出すること。

全業務が完了したときは 月日以降の作業状況について写真・日報を添付し、業務完了届及び報告書を提出しなければならない。

(疑義の決定)

第 13 条 この仕様書の事項、又はこの仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、委託者及び受託者は相互に協力し、解決するものとする。

芦城公園日本庭園植栽等景観創出業務特記仕様書

(目的)

第 1 条 本仕様書は、芦城公園における樹木管理業務に必要な事項を定め、実施することにより来園者が数多く集まることを目的とする。

(遵守事項)

第 2 条 受託者は、業務を円滑に行いその機能を十分に発揮できるよう契約書、設計書、本業務仕様書、石川県土木工事共通仕様書、小松市公園緑地維持管理標準仕様書に基づき、関係法令・規則等を遵守すること。

なお、小松市公園緑地維持管理標準仕様書については、緑花公園課に備え付けてあるので内容が不明な点は確認しておく事。

(業務場所)

第 3 条 業務の場所は、芦城公園（小松市丸の内公園町 19 番地）の敷地とする。

(業務完了)

第 4 条 業務完了日は令和 年 月 日とする。

(業務の内容)

第 5 条 樹木の健全な育成を図るため、広葉樹剪定、藤軽剪定、モミジ植栽、土壌改良、松木樹幹注入、桜枯損枝伐採を行う。

剪定はバランスを崩している枝葉を刈り込み美観を向上させ、新しい枝を再生させることで若返りを図る。

モミジ植栽は枯れた箇所には樹木を健全に生育させ、美観を保持する。

土壌改良は、巨木・名木及び弱っている樹木に肥料を施し樹勢回復を行う。

松木樹幹注入は松の材内で殺虫するために予防策として薬剤を注入する。

これらの作業により樹木を管理することで、四季を通して趣ある芦城公園を觀賞していただくことを目的としている。

(剪定屑及び伐採屑処分地)

第 6 条 剪定屑処分地はエコロジーパークこまつ（小松市大野町 L=6.0km）、とする。

(提出書類)

第 7 条 受託者は、業務中間報告は業務着手から 月 日までの作業状況について写真・日報を添付し、 月 日までに提出すること。

全業務が完了したときは 月 日以降の作業状況について写真・日報を添付し、業務完了届及び報告書を提出しなければならない。

(疑義の決定)

第 8 条 この仕様書の事項、又はこの仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、委託者及び受託者は相互に協力し、解決するものとする。

小松市公園緑地維持管理標準仕様書

－共通－

第1章 総則

第1節 目的

- 維持管理の目的は基本的には次の3つに要約できる。すなわち管理の対象とする土地・施設の
- (1)機能性を維持または増進すること。
 - (2)安全性を維持または増進すること。
 - (3)管理性(管理のしやすさ)を機能と安全を害さない範囲で維持または増進すること。

第2節 適用範囲

- (1)本仕様書は業務を委託する本市公園の管理に適用する。
- (2)委託作業は、それぞれの種別に応じ、本仕様書の定める仕様に従い施行する。
- (3)本仕様書に定めのない事項については、監督員の指示を受けるものとする。

第3節 費用負担

材料、作業の検査及び官公署等への届出手続きに必要な費用は、受託者の負担とする。

第4節 法令等の遵守及び手続きの代行

- (1)作業施行にあたっては関係する法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な推進を図ること。又官公署等への必要な届出手続き等はすみやかに処理しなければならない。
- (2)作業施行に関して関係官公署、付近住民、利用者と交渉を要するとき、又交渉を受けたときは、すみやかに監督員と協議し、その決定に従い実施する。

第5節 軽微な変更

現地の状況などにより、作業位置、方法あるいは材料を多少変更するなどの軽微な変更は監督員と協議のうえ施行する。

第6節 関係書類の提出

受託者は本市が定める委託契約書に基づき、監督員が指示する期日までに関係書類を提出し承認を受ける。

第7節 疑義の釈明

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の釈明及び本作業の細目については監督員の指示に従う。

第8節 管理業務委託方針

受託者は監督員と緊密な連絡をとり、充分な打合せを行い、業務を遂行させること。

第2章 着手

第1節 作業の指示

作業の着手は、契約締結後ただちに行う。ただし、作業内容により時期が指定されている場合は監督員の指示に従う。

第2節 着手届の提出

受託者は、作業の着手に先立ち、作業工程表を添付した着手届を提出する。

第3章 委託作業の適正化

第1節 施行管理

- (1)受託者は作業工程表により適正な業務管理を行うものとする。
- (2)現行の作業工程表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更した作業工程表を提出して市の承認を受ける。

第2節 施行についての事前協議

特に施行時期の定められたもの及び施行時期を逸すると効果の期待出来ない作業については、監督員と事前に協議し、作業の進行をはかる。

第3節 材料一般

作業用材料は、すべて監督員の検査を受け、合格したもののみ使用し、検査に不合格のものは、ただちに搬出する。

第4節 支給材料

- (1)受託者は支給材料を受ける時は『支給材料請求書』の提出、その他所定の手続きをとる。
- (2)受託者は支給材料を支給場所から現場に運搬し、適正な管理のもとに保管する。

第5節 発生材料

発生材料は数量を確認『発生材報告書』に記入し、所定の手続きをとる。発生材の運搬処理については、処理方法が指定されているものを除き、監督員に従う。

第6節 作業用機械器具等

作業用の機械器具、道具類は、各作業に適するものに使用する。

第7節 現場の安全管理

- (1) 作業施行にあたっては、来園者等の危険のないように十分注意しておこなう。
- (2) 作業施行あたり、施設樹木等を損傷しないように十分注意して施行する。万一損傷した場合は受託者の負担で原形に復する。
- (3) 受託者は、人身事故、災害又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急処置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について遅滞なく監督員に報告する。
- (4) 作業の施行にあたっては、利用者の安全を第一とし、作業員については、労働基準法及び労働安全衛生法に基づき実施すること。

第8節 実施記録写真

受託者は監督員より実施記録写真の撮影を指示された時は、各作業ごとに施行状況写真を撮影、整理し、監督員の確認を受ける。なお、写真は必要に応じてカラー写真とし、作業の実施前、実施中、実施後の状態をそれぞれ同じ位置、同じ方向から撮影するものとする。

第9節 作業の確認

受託者は作業の確認を要する時点において、作業実施確認願いを提出し、監督員の確認を受ける。

第4章 完了

第1節 跡片付け

受託者は作業の完了に先立ち、すみやかに不良材料を整理処分する。

第2節 作業の完了

受託者は作業の完了後すみやかに書類を点検整備し、所定の手続きをとるものとする。

小松市公園緑地維持管理標準仕様書

－樹木・地被類－

第1章 一般事項

第1節 植物への配慮目的

作業にあたっては、対象樹木の特性、活力及び環境状況などを勘案し、生きものとしての植物に対する細心の注意と愛情をもって作業を行い、その目的を達するよう努める。

第2節 施行時期

各作業は天候、育成状態を考慮し、最大の効果が期待出来るよう監督員と協議のうえ進める。

第3節 材料の管理

搬入した材料は、損傷、枯損することのないよう適切なる措置を講ずる。

第2章 植込地管理

第1節 低木の手入れ

樹木の特性に応じて切詰め、中すかし、枯枝の除去などを行う。

第2節 花木の手入れ

花木類は花芽の分化時期と着生位置に注意して手入れを行うこと。

第3節 施肥

(1)定められた施肥量を肥料、施肥の種類(寒肥、追肥等)及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう施肥方法について監督員と協議する。

(2)高木施肥

①輪肥(わごえ)

樹木主幹を中心に、張り外周線の地上投影部分に深さ20cm内外の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷込み覆土する。溝掘りの際特に支根をいためぬよう注意し、細根の密生している場合はその外側に溝を掘る。

②車肥(くるまごえ)

樹木主幹から車輪の軸のように放射状に遠ざかるにつれて幅を広く且つ深く掘り(原則として4ヶ所)溝底に所定の肥料を平均に敷込み覆土する。溝の深さは20cm内外長さは葉張りの1/3内外とし、溝の中心部分が葉張りの外周線下にくるように掘る。

③壺肥

樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射状に立て穴を掘り(標準6ヶ所)底に所定の肥料を入れて覆土する。立て穴の深さは20cm内外とする。

④移植後1年以内の樹木及び剪定直後の樹木で葉張り外周線下にくるように掘る。

(3)低木施肥

①1本立ち及び小規模な寄植えの場合、輪肥、壺肥を主体とし、その方法は高木施肥に準じる。但し立て穴の深さは20cm内外とする。

②群植、大規模な寄植えの場合、有機質肥料については、1㎡当たり3ヶ所の立て穴を掘り底に所定の肥料を入れ覆土する。化成肥料については、植え込み内に均一に散布する。

第4節 除草

(1)既存植物をいためないよう除草ホークなどを用いて取り除くこと。

(2)抜き取った雑草は、毎日指定箇所に集積し、まとめて処理すると共に、雑草跡はきれいに清掃する。

第5節 除草剤散布

(1)希釈液は指定の濃度となるように正確に希釈混合し、指定量をむらなく均一に散布する。

(2)散布日は風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施する。

(3)芝生地内の灌木、草花、来園者及び隣地等にかからないよう十分注意して行う。

第6節 病虫害防除

(1)剪定防除

アメリカシロヒトリ、チャケムシ等の幼令期に枝葉に集団で生活している場合、この部分の枝葉の幼虫を落下させないように注意深く切り取り、監督員の指定する場所に集めすみやかに焼却処分する。

(2)薬剤防除

①薬剤の使用に際しては、農薬取締り法の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。

- ②散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを枝葉面に細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布する。
- ③散布に際しては、風下よりも、背を向けて風上に歩くように散布する。また来園者をはじめ周囲の対象物以外のものにかからないよう十分注意して行う。
- ④散布方法は、それぞれの病害虫の特性に応じて最も効果的な方法で行う。

第7節 樹木灌水

- (1)葉面散水
葉面上の粉塵などを洗い落とすよう前後表裏方向をかえて水をふきつける。
- (2)地表灌水
根元の周囲に根元直径の4倍程度を直径とし、深さ15cm内外の水鉢を作り、指定量の水を灌水する。
- (3)地中灌水
根元周囲に灌水用の縦穴がある場合には、縦穴より灌水を行う。水は指定量を縦穴に数回に分けて灌水する。

第8節 結束直し

在来の杉皮、棕呂縄、亜鉛引鉄線は樹木を損傷しないように丁寧に取り除き、新しい材料をもって樹幹に緊密に固着するように杉皮をまき、棕呂縄で結束する。

第9節 枯損木処理

- (1)枯損木の伐採にあたっては、周辺樹木、施設物特に人止柵等を損傷しないように注意深く行う。又周囲の芝生等は必要に応じてシートを被せるなど保護処置を行う。
- (2)切り株は、出来るだけ地際より処置すること。
- (3)伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに切断した後、指定箇所に処理すると共に、周囲はきれいに清掃する。

第10節 雪吊り(はずし共)

- (1)支柱材は、耐用年数を3年とし、毎年必要量の1／3を新品とする。
- (2)雪吊り方法は定められた方法を原則とするが、その方法が不適当な樹木に対しては監督員と協議するものとする。
- (3)雪吊りをはずした支柱材は監督員の指定する場所に片付けるものとする。
- (4)雪吊りは美的効果もあるのでその点を十分理解して施工するものとする。

小松市都市公園樹木・芝生維持管理業務年間スケジュール

[illegible]

樹種別の剪定時期

種別	樹種	剪定時期(月)	摘要	花の開花期(月)	花芽分化期(月)
針葉樹		10～11月頃 4月		/	/
常緑樹		5～6月頃 9～10月頃	新芽が伸び生長が休止する 徒長枝が伸び生長が休止する		
落葉樹		7～8月頃 11～3月頃	新芽が出揃って葉が固まった 落葉後		
花木1 (分化後 すぐ開花)	◎余裕あり				
	キョウチクトウ	11～5月(およそ7ヶ月間)	春に花芽をつけ秋までに開花	5下 ～ 10	ほぼ一年中
	キンモクセイ	11～6月(およそ8ヶ月間)	夏に花芽をつけ秋までに開花	9 ～ 10上	7 ～ 8
	サザンカ	2～6月(およそ5ヶ月間)	夏に花芽をつけ秋までに開花	11上 ～ 1中	6中 ～ 6下
	サルスベリ	10～4月(およそ7ヶ月間)	春に花芽をつけ秋までに開花	8 ～ 9	4下
	ハギ	11～7月(およそ9ヶ月間)	夏に花芽をつけ秋までに開花	8 ～ 10	7 ～ 8下
	ハクチョウゲ	8～3月(およそ8ヶ月間)	春に花芽をつけ夏までに開花	5下 ～ 7上	3下 ～ 4上
	ムクゲ	9～3月(およそ7ヶ月間)	春に花芽をつけ秋までに開花	7下 ～ 8上	4 ～ 5
花木2 (分化後 一定期間 経過して 開花)	◎余裕なし(花終了直後)				
	アジサイ	8～9月(およそ2ヶ月間)	当年花芽をつけ冬期を経て翌年開花	5中 ～ 7	10上 ～ 10中
	ウメ	4～6月(およそ3ヶ月間)	当年花芽をつけ冬期を経て翌年開花	1下 ～ 3中	7上 ～ 8中
	クリスマツツシ	5下～6中(およそ1ヶ月間)	当年花芽をつけ冬期を経て翌年開花	4中 ～ 5中	6下 ～ 7上
	クチナシ	7上(およそ0.5ヶ月間)	当年花芽をつけ冬期を経て翌年開花	6 ～ 7	7 ～ 9
	サクラ類	5下～6中(およそ1ヶ月間)	当年花芽をつけ冬期を経て翌年開花	4中 ～ 5中	6下 ～ 7下
	サツキツツシ	6中(およそ0.5ヶ月間)	当年花芽をつけ冬期を経て翌年開花	5中 ～ 6	6下 ～ 8中
	シャリンバイ	6月(およそ1ヶ月間)	当年花芽をつけ冬期を経て翌年開花	4中 ～ 5中	7 ～ 8
	ジンチョウゲ	6月(およそ1ヶ月間)	当年花芽をつけ冬期を経て翌年開花	3 ～ 5中	7上
	ドウダンツツシ	6月(およそ1ヶ月間)	当年花芽をつけ冬期を経て翌年開花	4中 ～ 5中	7
	ハクモクレン	4中～5上(およそ1ヶ月間)	当年花芽をつけ冬期を経て翌年開花	3 ～ 4上	5中
	ハナカイトウ	5～6月(およそ2ヶ月間)	当年花芽をつけ冬期を経て翌年開花	3中 ～ 4	7
	ハナミズキ	5中～7中(およそ2ヶ月間)	当年花芽をつけ冬期を経て翌年開花	4中 ～ 5上	7下 ～ 8上
	ムクゲ	5中～7中(およそ2ヶ月間)	当年花芽をつけ冬期を経て翌年開花	4 ～ 5	7下 ～ 8上
	ヤブツバキ	4下～5下(およそ2ヶ月間)	当年花芽をつけ冬期を経て翌年開花	1中 ～ 4	6上 ～ 9上
	ユキヤナギ	4下～9上(およそ4.5ヶ月間)	当年花芽をつけ冬期を経て翌年開花	3中 ～ 4中	9下 ～ 10上
	レンキョウ	5～7月(およそ4ヶ月間)	当年花芽をつけ冬期を経て翌年開花	2中 ～ 4中	8